都市計画変更案（調布都市計画下水道）に関する
都市計画法第17条に基づく縦覧と意見書の提出について

●内容

都市計画法第17条には、都市計画を決定しようとするときはその旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供しなければならず、その公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、市町村に意見書を提出することができるものと規定されています。

今回、調布都市計画下水道の変更に係る都市計画の案を作成いたしましたので、縦覧及び意見書の提出について２週間を期間として実施いたします。

原案の公告日	：令和８年11月４日（水）
原案の縦覧期間	：令和８年11月４日（水）～11月18日（水）
原案の縦覧場所	：狛江市まちづくり推進課（狛江市役所５階・午前８時30分から午後５時まで）及び市ホームページ
意見書の提出期間	：令和８年11月４日（水）～11月18日（水）（消印有効）
意見書の提出先	：狛江市まちづくり推進課

●意見書を提出できる方

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

・狛江市民 及び 都市計画の案に係る利害関係人

●意見書のご提出方法

以下のいずれかの方法で、ご提出ください。

・狛江市まちづくり推進課（狛江市役所５階）へ持参、郵送、ファックス又はメール

郵　送：〒２０１－８５８５　東京都狛江市和泉本町一丁目１番５号

ＦＡＸ：０３－３４３０－６８７０

メール：tokeit01(ｾﾞﾛｲﾁ)@city.komae.lg.jp（※全て半角）

意見書を提出される方は、以下の各号に掲げる事項を記載しご提出してください。

なお、意見書の書式は自由ですが、参考として市ホームページに様式を掲載していますのでご活用ください。

（１）　提出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

（２）　住所（法人の場合は所在地）

（３）　電話番号

（４）　都市計画の名称

（５）　意見及びその理由